

大阪府における解体等工事に係る石綿飛散防止対策について
部会中間報告構成（案）

1. 検討の経緯
 - (1) 諮問の経緯
 - (2) 法改正経緯

2. 府の対策の基本的な考え方
 - (1) 現条例の課題と解決策について
 - (2) 改正法との整合について

3. 検討結果
 - (1) 法と条例の整合
 - (2) 事前調査
 - (3) 大気濃度測定
 - (4) 立入検査
 - (5) その他

石綿飛散防止対策部会名簿

部会の開催状況

I 検討の経緯

石綿は天然の鉱物を繊維状にしたもので、直径は極めて細く、熱、摩擦、酸やアルカリに強く、安価で耐火性、耐熱性、防音性など多様な性質を持っているため、昭和30年頃から使われ始め、ビルの高層化や鉄骨構造化に伴い、吹付け石綿、石綿含有断熱材、石綿含有保温材、そして石綿含有成形板として建築材料等に幅広く利用されてきた。

これらの長所の反面、石綿に曝露した場合、数十年を経て中皮腫や肺がん等健康影響を及ぼす可能性がある。

石綿に関する規制の主な経緯は、大気汚染防止法が平成元年に改正され、石綿製品製造工場の特定粉じん発生施設（平成19年末までに全て廃止。）設置の届出と敷地境界における規制基準の遵守等の規定が設けられたが、平成7年に発生した阪神・淡路大震災による倒壊した建築物の解体等工事に伴い、石綿が飛散した問題を受け、平成9年4月に改正大気汚染防止法が施行され、吹付け石綿が使用されている建築物を一定規模以上、解体・改造・補修する作業を「特定粉じん排出等作業」として届出が義務付けられた。

その後、平成17年6月に工場の従業員が、アスベストが原因で死亡したという報道がなされ、アスベストに対する社会の関心が急激に高まった。

それを受けて大阪府は、同年10月に大阪府生活環境の保全等に関する条例を改正し、平成18年1月に施行した。当時は大気汚染防止法対象工事には規模要件があったが、条例では工事の規模にかかわらず、全ての解体等工事を対象とするとともに、石綿含有成形板を対象に加え、事前調査や基準遵守を義務付けるなど規制強化により、石綿の飛散防止対策を実施してきたところである。国も、同年3月施行の大気汚染防止法施行令改正により、条例と同じく規模要件を撤廃した。

また、同年10月には、規制対象建材の石綿含有率の判断基準を1%を超えるものから0.1%を超えるものにするなどの規制対象範囲の拡大を行った。

大気汚染防止法では、吹付け石綿、石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材、石綿含有断熱材の4種類の建築材料を含む建築物等の解体工事について、施工者に対し、事前の届出義務や解体時の作業基準を課している。また、解体工事の場所に限定して立入検査の範囲を定めている。

大阪府では、条例で、法対象の4種類の建材に石綿含有成形板を加え、全ての解体等工事に対して、建築材料に石綿が使用されているかどうかの事前調査を義務付けている。その後、法と条例の事前届出を義務付け、作業に当たって

は、適正な基準を規定し、敷地境界での濃度の基準を設定している。

立入検査については、法では解体工事の場所に限定されている検査権限の範囲を施工業者の事務所にまで拡大するなど、法より厳しい規制を行っている。

石綿に対する規制内容は、法では義務付けられていない事前調査などを条例で先行して制度を構築し、法の対策を条例で補完して対策を講じてきた。

一方、近年、全国で事前調査が不十分であることが一因と考えられる不適正事案が発生し、地方公共団体から国に対して、事前調査の義務付け、立入検査の権限強化等規制強化の要望がなされたこと、東日本大震災の被災地においても石綿の飛散事例が確認されたことや、今後も復旧に伴い解体等の工事が進むことが予想されること、石綿含有建材が使われ、昭和31年から平成18年までに施工された建築物の解体等工事が平成40年ごろをピークに全国的に増加すると予想されることなどから、石綿飛散防止対策の更なる強化が必要とされ、今年2月に出された中央環境審議会の中間答申を受け、6月に大気汚染防止法が改正された。

このような状況を踏まえ、大阪府における石綿飛散防止対策などについて大阪府環境審議会に諮問した。大阪府環境審議会は、石綿の飛散防止対策について審議するため、石綿飛散防止対策部会を設けた。石綿飛散防止対策部会は、4回の審議を経て、大阪府における解体等工事に係る石綿飛散防止対策について、本中間報告を取りまとめたので報告する。

Ⅱ 総論

1. 基本理念

大阪府における石綿飛散防止対策を検討するに当たり、次の項目を基本理念とした。

法と条例の整合

府民の安全安心のために現行条例の規制を緩めない

Ⅲ 各論

1. 事前調査

- (1) 事前調査の方法
- (2) 事前調査の信頼性の確保

2. 法改正に伴う法と条例の整合

- (1) 届出義務者の変更
- (2) 事前調査の説明義務

3. 大気濃度測定

- (1) 大気濃度測定結果の評価方法
- (2) 大気濃度の測定方法、測定対象物質

4. 立入検査

- (1) 立入検査の対象

5. その他

大阪府環境審議会石綿飛散防止対策部会委員名簿

(五十音順・敬称略)

	石井 聡	厚生労働省大阪労働局衛生専門官
	内山 巖雄	京都大学名誉教授
	大久保 規子	大阪大学大学院教授
	坂東 博	大阪府立大学大学院教授
部会長	溝畑 朗	大阪府立大学大学院特認教授

部会の開催状況

○第1回部会（平成25年7月2日）

- (1) 部会長代理の指名について
- (2) 大阪府における解体等工事に係る石綿飛散防止対策について
 - 1) 現行制度と大気汚染防止法の改正の概要について
 - 2) 現行制度における施行状況について
 - 3) 課題とその論点について
- (3) 今後の検討スケジュールについて
- (4) その他

○第2回部会（平成25年8月14日）

- (1) 課題とその論点について
- (2) 改正省令の検討状況について
- (3) 中間報告の構成案について
- (4) その他

○第3回部会（平成25年9月13日）

- (1) 中間報告案について
- (2) パブリックコメントの聴取について
- (3)
- (4)

○第4回部会（平成25年 月 日）

- (1)
- (2)
- (3)
- (4)